

学 第 323 号
令和2年7月9日

各私立学校設置者様
(高(専攻科含む)・専(高等課程)・各)

岩手県ふるさと振興部学事振興課総括課長

私立高等学校生徒等奨学給付金及び私立高等学校等専攻科生徒奨学給付金給付申請書
の提出について(通知)

このことについて、令和2年度における標記給付金の給付手続き等を行いますので、下記により提出書類を取りまとめの上、提出願います。

記

1 給付対象者(令和2年7月1日(※)において、次のいずれにも該当する者)

※ 令和2年7月1日以降に家計急変があった場合は、家計急変があった日の翌月1日(家計急変があった日が月の初日である場合は、家計急変があった月)現在

(1) 私立の高等学校等(専攻科含む)に在学する高校生等の保護者等であり、県内に住所を有する者

(2) 以下のいずれかを満たしている者

ア 給付金を申請する年度における保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である者又は生活保護受給世帯である者

イ 家計急変により、経済的な理由から当該保護者等の世帯が道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税に相当すると認められる者

※ 家計急変があった日の翌月の1日(6月30日以前に家計急変があった場合は7月1日、家計急変があった日が月の初日の場合は、家計急変があった月の1日)以降1年間の収入が収入基準に当てはまる場合又は、収入見込額を基に算定した所得金額から各種控除額を差し引いた額が道府県民税所得割及び市町村民税所得割の非課税に相当する場合。(別紙「奨学給付金家計急変(例)」参照)

※ 給付決定通知等が届くまでの間に、就職等で家計状況が変更となる場合は、変更後の収入見込額を確認するため、必ずお知らせください。

(3) 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと

2 給付額

世帯区分	1人当たりの給付額(年額)
① 生活保護(生業扶助)受給世帯	52,600円
非課税世帯	② 通信制以外 第1子の高校生等
	③ 通信制
	④ 通信制以外 第2子以降の高校生等

⑤ 専攻科生徒		38,100 円
家計急変世帯	⑥ 6月30日までに家計急変	②～⑤の該当額
	⑦ 7月1日以降に家計急変	②～⑤の該当額に、家計急変があった日の翌月（家計急変があった日が月の初日の場合は、家計急変があった月）から3月までの月数を乗じて、12か月で除した額（1円未満の端数切捨て）

【⑦例】8/5に家計急変があった場合（通信制以外 第2子以降の高校生等に該当する場合）

$$138,000 \text{ 円} \times 7 \text{ か月} \text{ (9月～3月)} / 12 \text{ か月} = 80,500 \text{ 円}$$

※ 非課税世帯（生活保護受給世帯を除く）の保護者等及び専攻科生徒の保護者等のうち、オンライン学習（家庭でのオンライン学習も含む）の通信費を負担している場合は、上記の額に10,000 円を加えた額を給付します。

なお、7月1日以降に家計急変があった場合は、家計急変があった日の翌月（家計急変のあった日が月の初日の場合は、家計急変があった月）から3月までの月数×1,000 円を加えた額を給付します。

※ 保護者等に扶養されている15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合の第1子、第2子の順は生年月日順となります。

なお、通信制の高等学校等及び高等学校等専攻科に在学する高校生等を含む複数の高校生等がいる場合は、通信制の高校生等は③、専攻科生徒は⑤、通信制及び専攻科以外の高校生等は④の給付額とします。

※ 新入生の保護者等で、前倒し給付（4月～6月分）を受けている方は、年額から前倒し給付額を差し引いた額を給付します。

3 提出書類

（1） 生活保護（生業扶助）受給世帯

- | |
|--|
| ① 私立高等学校生徒等奨学給付申請書（様式第1号（その1）） |
| ② 広域振興局又は市福祉事務所が交付する生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（参考様式－2）※7月1日現在の受給確認ができるもの |
| ③ 次のいずれかの書類
【保護者等の口座への振込みを希望する場合】
• 振込口座届（様式第5号）
• 通帳の表紙及び口座情報が記載されているページのコピー
【代理受領を希望する場合】
• 委任状（参考様式－4） |

(2) 非課税世帯（上記(1)を除く）

- | |
|---|
| ① 私立高等学校生徒等奨学給付金給付申請書（様式第1号（ その1 ）） |
| ② 非課税世帯の確認書類（次のいずれか） <ul style="list-style-type: none">・ 個人番号カードの写し等・ 保護者等の<u>令和2年度</u>道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類（課税証明書、非課税証明書、道府県民税・市町村民税額決定通知書等） |
| ※ 就学支援金において個人番号カードの写し等を提出済の場合は省略可 |
| ③ 対象となる高校生等以外に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合 <ul style="list-style-type: none">・ 健康保険証等の写し・ 扶養の事実の申立書（参考様式－3）※国民健康保険の場合 |
| ④ 次のいずれかの書類
【保護者等の口座への振込みを希望する場合】 <ul style="list-style-type: none">・ 振込口座届（様式第5号）・ 通帳の表紙及び口座情報が記載されているページのコピー
【代理受領を希望する場合】 <ul style="list-style-type: none">・ 委任状（参考様式－4） |
| ⑤ オンライン学習に係る通信費を負担している場合 <ul style="list-style-type: none">・ オンライン学習の通信費に係る誓約書（参考様式－9） |

(3) 専攻科生徒

- | |
|---|
| ① 私立高等学校等専攻科生徒奨学給付金給付申請書（様式第1号） |
| ② 保護者等の <u>令和2年度</u> 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類（課税証明書、非課税証明書、道府県民税・市町村民税額決定通知書等）
※ 今年度は、個人番号ではなく課税証明書等で確認します。 |
| ③ 次のいずれかの書類
【保護者等の口座への振込みを希望する場合】 <ul style="list-style-type: none">・ 振込口座届（様式第5号）・ 通帳の表紙及び口座情報が記載されているページのコピー
【代理受領を希望する場合】 <ul style="list-style-type: none">・ 委任状（参考様式－2） |
| ④ オンライン学習に係る通信費を負担している場合 <ul style="list-style-type: none">・ オンライン学習の通信費に係る誓約書（参考様式－8） |

(4) 家計急変世帯

- ① 私立高等学校生徒等奨学給付金給付申請書（家計急変）（様式第1号（その3））
【専攻科生徒】私立高等学校等専攻科生徒奨学給付金給付申請書（様式第1号）
- ② 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類
(離職票・雇用保険受給資格者証・解雇通告書、破産宣告通知書・廃業等届出等)
- ③ 保護者等の家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類
• 家計急変前の課税証明書の写し等
• 家計急変後の会社作成の給与見込（参考様式-7）（専攻科：参考様式-5）、直近の給与明細（3か月分）、税理士又は公認会計士の作成した証明書類等
※ 給与見込証明書は、家計急変があった日の翌月の1日（6月30日以前に家計急変があった場合は7月1日、家計急変があった日が月の初日の場合は、家計急変があった月の1日）以降1年間の給与見込が証明されているもの
- ④ 保護者等の扶養親族の人数・年齢が確認できる書類
(扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等)
※ **国民健康保険の場合は**、扶養の事実の申立書（参考様式-3）も提出すること
- ⑤ 家庭状況調査票（参考様式-8）（専攻科：参考様式-6）
- ⑥ 次のいずれかの書類
【保護者等の口座への振込みを希望する場合】
• 振込口座届（様式第5号）
• 通帳の表紙及び口座情報が記載されているページのコピー
【代理受領を希望する場合】
• 委任状（参考様式-4）（専攻科：参考様式-2）
- ⑦ オンライン学習に係る通信費を負担している場合
• オンライン学習の通信費に係る誓約書（参考様式-9）（専攻科：参考様式-8）

(5) 前倒し給付を受けている者で、令和2年7月1日現在では給付対象外となるが、オンライン学習に係る通信費を負担している場合（給付額1,000円）

オンライン学習の通信費に係る誓約書（参考様式-9）（専攻科：参考様式-8）

(6) 共通

給付予定者一覧表（電子ファイル）

4 提出期限

生徒から学校への申請等の提出期限を概ね8月下旬とし、令和2年9月4日（金）までに当課宛てに提出願います。

なお、令和2年7月1日以降に家計急変があった場合は、隨時提出願います。

5 給付決定及び給付金の支給について

給付金申請書等を受理後、県において順次給付決定及び保護者等への給付金の支給を行います。**支給時期は11月を予定**しています。

なお、令和2年7月1日以降に家計急変があった場合の支給は、11月以降、順次行います。

〔担当〕 私学振興担当 菊池
TEL : 019-629-5042
FAX : 019-629-5049
E-mail : AH0007@pref.iwate.jp